

令和 8 年度 松阪市太陽光発電設備等設置費補助金

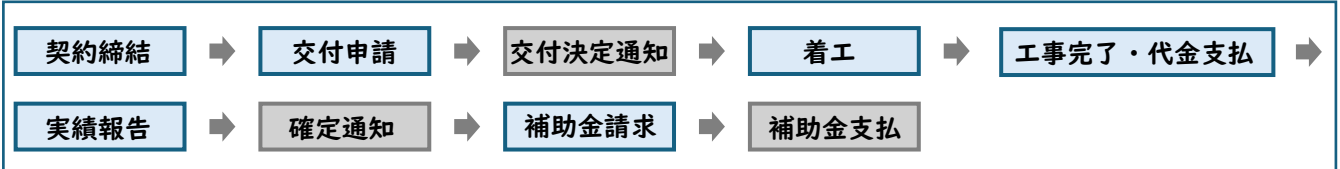
こちらは家庭向け自家消費型太陽光発電設備（Non-FIT）・蓄電池の補助金です。

※ 環境省の「重点対策加速化事業」に三重県が採択されたことによる事業です
松阪市が独自で実施する「松阪市脱炭素化住宅等促進補助金」との併用はできません

《 申請の流れ 》

松阪市

申請者



※ 建売住宅の購入の場合は、契約前に交付申請し、交付決定通知後に契約を行うこと
※ 補助金額が変わるような変更があった際は、着工前に変更等の承認申請を行うこと

《 補助金額 》

補助対象設備	補助金額
家庭用太陽光発電設備 (KW表示 小数点以下切捨)	7万円 × 発電出力 ※ 補助金は10KWを上限とし、パネルとパワコンの低い数値を発電出力とする 7万円/KWを下回る補助対象経費（税抜・千円未満切捨）の場合は、下回る額を補助額とする
家庭用蓄電池 (kWh表示 小数点第二位以下切捨) (蓄電容量20kWh以下のもの)	補助対象経費 × 1/3 税抜・千円未満切捨 ※ 補助金は10kWhを上限とし、補助対象経費12.5万円/kWhを限度額とする 複数見積もりがある場合は、補助対象経費15.5万円/kWhを限度額とする

※ 補助金は上記の範囲内で交付しますが、発電出力・蓄電容量が上限値を上回ることは問題ありません。
家庭用蓄電池のみの導入では、補助金を受けることはできません。

【 補助金の算出方法 】

例) 太陽光発電設備 5.5KW・蓄電池 11.22kWh (補助対象経費 176万円)・複数見積あり

・太陽光発電設備

7万円 × 5KW (小数点以下切捨) = 補助金額 **35万円**

・蓄電池

補助対象経費 176万円 ÷ 11.2kWh (小数点第二位以下切捨) ≒ 15.7万円/kWh

限度額である 15.5万円/kWhを上回るため、補助金は 15.5万円 × 10kWh = 155万円 で計算

155万円 × 1/3 ≒ 補助金額 **51.6万円** (千円未満切捨)

・補助金額 (合計)

35万円 + 51.6万円 = 補助金額 86.6万円

《 主な条件や必要な書類等は裏面に記載 》

《問い合わせ先》松阪市 環境課

電話：0598-53-4425 E-mail：kan.div@city.matsusaka.mie.jp

《 主な条件や書類 》

種別	家庭用太陽光発電設備	家庭用蓄電池
補助対象経費	太陽光パネルと付帯するパワーコンディショナーに係る設備の購入費及び設置工事費	蓄電池と付帯するパワーコンディショナーに係る設備の購入費及び設置工事費
設備の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①自ら所有し居住する住宅の屋根等に設置すること ②発電した電力の3割以上を自家消費すること ③FIT・FIPの認定を受けて売電をしないこと ④中古及び増設・買換えに係る設備でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電設備と同時設置であること ②国の補助対象機器として登録されたものであること（環境共創イニシアチブ登録機器） ③蓄電容量20kWh以下であること ④中古及び増設・買換えに係る設備でないこと
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯に松阪市税の滞納がなく、実績報告書を提出する時点で松阪市に住民登録があること ②国や県から他の補助等を受けていない（受けない）こと ③交付申請のときに発電シミュレーションと3割以上を自家消費する計画書を提出すること ④契約日が、松阪市が三重県から補助金交付決定を受けた日（令和8年5月18日）以後であること ⑤交付決定日以後に補助対象設備に係る工事に着工すること （新築の場合は、基礎工事等の建物本体については先行着工を可とする） ⑥2/10（土日・祝日の場合はその直後の平日）までに工事・代金支払・物件の引渡を完了し、実績報告書を提出すること ※ 原則、設備の設置完了日（メーカー保証開始日等）から90日以内に実績報告書を提出すること ⑦J-クレジット制度への登録及び自己託送を行わないこと ⑧その他、環境省が求める諸要件を満たすこと 	
交付申請時の 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書（様式第1号） ②売買契約書（工事請負契約書） ③見積書 ④見積金額の内訳が確認できる書類 ⑤着工前の写真 ⑥設置予定の補助対象設備（パワコン含む）の仕様書（カタログ） ⑦発電量の計算書類（発電シミュレーション） ⑧発電電力の消費量計画書 ⑨誓約書 ⑩委任状（業者等に手続を委任する場合に限る） ⑪上記以外で市長が必要と認めるもの ※ ①・⑧・⑨・⑩は、市の様式で原本を提出すること（その他は写しで構いません） ④は任意の様式で構いませんが、市の様式も用意してあります 	
実績報告時の 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金実績報告書（様式第6号） ②領収書 ③領収金額の内訳が確認できる書類 ④補助対象設備の設置状況写真 ⑤補助対象設備設置証明書（様式第7号） ⑥補助対象設備の保証書（新築住宅等の場合は住宅の引渡日書等） ⑦発電設備の系統連系に係る契約書等 ⑧余剰電力の売電に係る売電契約書等 ⑨交付申請時の提出書類のうち内容等に変更があったもの ⑩上記以外で市長が必要と認めるもの ※ ①・⑤は、市の様式で原本を提出すること（その他は写しで構いません） ③は任意の様式で構いませんが、市の様式も用意してあります ⑥～⑧の書類発行が遅れているケースがあります。代替書類については、適宜相談してください 	

※ 当市が求めた場合は、自家消費割合の報告書の提出をする必要があります
設置後5年が経過するまでは、毎月の発電量、売電量、購入電力量に関する書類や電子データを保存してください